

保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第一条の六第四項の規定に基づき金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより算出される率等を定める件

（平成十八年三月十三日金融庁・財務省告示第二号）

保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第二百二十四号）第一条の六第四項の規定に基づき、同令第五十条の五第三項の予定利率のうち基準利率を超える部分を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより算出される率並びに保険業法（平成七年法律第百五号）第二百六十二条第二項各号に掲げる免許の種類ごとに、当該免許の種類に属する免許を受けたすべての保険会社（外国保険会社等を含み、保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第三十七条の二に規定する保険会社を除く。）の過去五事業年度における年平均運用利回りを基準とし、かつ当該年平均運用利回りを超えるものとして金融庁長官及び財務大臣が定める率を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

（補償控除率）

第一条 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第一条の六第四項第一号に規定する同令第五十条の五第三項の予定利率（以下「予定利率」という。）のうち基準利率を超える部分を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより算出される率は、保険契約（同令第一条の六第二項に規定する元受生命保険契約等のうち同令第五十条の五第三項に規定する高予定利率契約に該当するものに限る。）の過去五年間における各年の予定利率から次条第一号又は第二号に規定する率をそれぞれ減じて得た各率の総和を二で除して得た率とする。

（基準利率）

第二条 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第一条の六第四項第二号に規定する金融庁長官及び財務大臣が定める率は、次の各号に掲げる保険会社（外国保険会社等を含む。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 保険業法第二百六十二条第二項第一号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社 年三パーセント
- 二 保険業法第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社 年三パーセント